

議案第14号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年11月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(入居者の公募)</p> <p>第3条 知事（<u>地方自治法第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合</u>にあつては、当該委任を受けた<u>鳥取県部等設置条例（平成6年鳥取県条例第5号）第1条の規定により設置された生活環境部の長、鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第1条の規定により設置された総合事務所の長又は同部を構成する内部組織の長。以下同じ。）</u>）は、県営住宅の入居者を公募しようとするときは、供給場所、戸数、規格、家賃その他入居に必要な事項を新聞、掲示等住民が周知できるような方法で公表するものとする。</p> <p>(入居者の選考)</p> <p>第7条 略</p>	<p>(入居者の公募)</p> <p>第3条 知事は、県営住宅の入居者を公募しようとするときは、供給場所、戸数、規格、家賃その他入居に必要な事項を新聞、掲示等住民が周知できるような方法で公表するものとする。</p> <p>(入居者の選考)</p> <p>第7条 略</p>

2及び3 略

4 知事は、第1項に規定する者のうち次に掲げる者については、前2項の規定にかかわらず、県営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

(1)～(4) 略

(5) 老人で規則で定める要件に該当するもの

(6) 障害者で規則で定める要件に該当するもの（以下「障害者」という。）

(7) 略

(8) 規則で定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに県営住宅に入居することを必要としているもの

(9)及び(10) 略

(家賃等の減免又は徴収猶予)

第12条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定める基準により当該家賃の減免若しくは徴収の猶予又は敷金の徴収の猶予をすることができる。

2及び3 略

4 知事は、第1項に規定する者のうち次に掲げる者については、前2項の規定にかかわらず、県営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

(1)～(4) 略

(5) 老人で知事が定める要件に該当するもの

(6) 障害者で知事が定める要件に該当するもの（以下「障害者」という。）

(7) 略

(8) 知事が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに県営住宅に入居することを必要としているもの

(9)及び(10) 略

(家賃等の減免又は徴収猶予)

第12条 知事は、次の各号の一に該当する場合には、知事が別に定める基準により当該家賃の減免若しくは徴収の猶予又は敷金の徴収の猶予をすることができる。

(1)～(4) 略

(収入超過者等に関する認定)

第19条 知事は、毎年度、第9条の5第2項の規定により認定した入居者の収入の額が第5条第1項第2号の金額を超え、かつ、当該入居者が県営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を当該入居者に通知するものとする。

2及び3 略

(高額所得者に対する明渡請求)

第21条の2 略

2及び3 略

4 知事は、第1項の規定による請求を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その者の申出により同項の期限を延長することができる。

(1)～(4) 略

(1)～(4) 略

(収入超過者等に関する認定)

第19条 知事は、毎年度、第9条の5第2項の規定により認定した入居者の収入の額が第5条第2号の金額を超え、かつ、当該入居者が県営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を当該入居者に通知するものとする。

2及び3 略

(高額所得者に対する明渡請求)

第21条の2 略

2及び3 略

4 知事は、第1項の規定による請求を受けた者が次の各号の一に該当する場合には、その者の申出により同項の期限を延長することができる。

(1)～(4) 略

(住宅のあっせん等)

第21条の4 知事は、収入超過者に対して、当該収入超過者から申出があった場合その他必要があると認める場合においては、他の適当な住宅に入居することができるようにあっせんする等その者の入居している県営住宅の明渡しを容易にするように努めなければならない。この場合において、第21条の2第1項の規定による請求を受けた者に対しては、その者の入居している県営住宅の明渡しを容易にするように、公営住宅以外の公的資金による住宅への入居等について特別の配慮をしなければならない。

(新たに整備される県営住宅への入居の申込み)

第22条の3 前条第1項の規定による請求を受けた者が、法第40条第1項の規定により、当該県営住宅建替事業により新たに整備される県営住宅への入居を希望するときは、規則で定めるところにより、入居の申込みをしなければならない。

(使用手続)

(住宅のあっせん等)

第21条の4 知事は、収入超過者に対して、当該収入超過者から申出があった場合その他必要があると認める場合においては、他の適当な住宅に入居することができるようにあっせんする等その者の入居している県営住宅の明渡しを容易にするように努めなければならない。この場合において、前条第1項の規定による請求を受けた者に対しては、その者の入居している県営住宅の明渡しを容易にするように、公営住宅以外の公的資金による住宅への入居等について特別の配慮をしなければならない。

(新たに整備される県営住宅への入居の申込み)

第22条の3 前条第1項の規定による請求を受けた者が、法第40条第1項の規定により、当該県営住宅建替事業により新たに整備される県営住宅への入居を希望するときは、知事の定めるところにより、入居の申込みをしなければならない。

(使用手続)

第24条の3 社会福祉法人等は、前条第1項の規定による県営住宅の使用の許可を受けようとするときは、規則で定めるところにより、県営住宅の使用目的、使用期間その他当該県営住宅の使用に係る事項を記載した書面により、知事に申請しなければならない。

2及び3 略

別表第1（第2条の2関係）

名 称	位 置
略	
浜坂第1団地	鳥取市浜坂三丁目及び五丁目
略	
ひばりが丘団地	鳥取市浜坂四丁目及び六丁目
略	
西品治団地	鳥取市安長及び田島
略	
中南団地	八頭郡八頭町南
略	

第24条の3 社会福祉法人等は、前条第1項の規定による県営住宅の使用の許可を受けようとするときは、知事の定めるところにより、県営住宅の使用目的、使用期間その他当該県営住宅の使用に係る事項を記載した書面により、知事に申請しなければならない。

2及び3 略

別表第1（第2条の2関係）

名 称	位 置
略	
浜坂第1団地	鳥取市浜坂三丁目
略	
ひばりが丘団地	鳥取市浜坂六丁目
略	
西品治団地	鳥取市安長
略	
中南団地	八頭郡八頭町南
八東第1団地	八頭郡八頭町才代
略	

住吉団地	米子市旗ヶ崎六丁目
略	
道笑町ふれあい団地	米子市道笑町二丁目
略	
浜の上第1団地	西伯郡大山町御崎
浜の上第2団地	西伯郡大山町田中
法勝寺団地	西伯郡南部町倭
略	

別表第2（第26条関係）

名 称	管理代行市町村
略	
土師百井団地 国中団地 宮岡団地 船岡団地 丸山団地 隼団地 北山団地 中南団地 八東第2団地	八頭町
略	

住吉団地	米子市旗ヶ崎五丁目
略	
道笑町ふれあい団地	米子市道笑町
略	
浜の上第1団地	西伯郡大山町御崎
浜の上第2団地	
法勝寺団地	西伯郡南部町法勝寺
略	

別表第2（第26条関係）

名 称	管理代行市町村
略	
土師百井団地 国中団地 宮岡団地 船岡団地 丸山団地 隼団地 北山団地 中南団地 八東第1団地 八東第2団地	八頭町
略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正中八東第1団地に関する部分及び別表第2の改正は、平成19年1月1日から施行する。